

日田市新清掃センター整備・運営事業
設計施工監理業務

プロポーザル実施要領

令和7年10月

日 田 市

日田市新清掃センター整備・運営事業 設計施工監理業務 プロポーザル実施要領

1 本業務の目的

日田市新清掃センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関し、要求水準書等、本事業の事業者（以下「事業者」という。）の提案書、基本契約書等に基づき事業者が行う設計・施工・運営に対し、業務を実施すると共に、本事業の実施に伴い発生する様々なトラブルや契約上の疑義について専門的な知見による適切なアドバイスを提供し、地方自治法に定める「契約の適正な履行を確保するため」必要な監理、監督並びに本市への報告を行うことを目的とする。

また、本業務の広範かつ高度な技術力及び応用力並びに当該同種業務の実績を踏まえた専門技術力等に基づき、受託業者を選定するため、「公募型プロポーザル方式」により業者を選定する。

2 計画施設等

概 要		
エネルギー 回収型廃棄 物処理施設	処理方式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）
	処理能力	65 t / 日（32.5 t / 24 h × 2 炉）
	処理対象物	可燃物（生ごみ含む）、マテリアルリサイクル推進施設からの可燃性の選別残渣、死亡小動物、可燃性粗大ごみ（切断処理後、焼却）
マテリアル リサイクル 推進施設	処理方式	一次保管・簡易選別（ストックヤード）
	処理能力	不燃物：5.7 t / 日、埋立ごみ：0.6 t / 日、資源物：0.8 t / 日
	処理対象物	不燃物（空き缶、缶以外のカナモノ、びん・ペットボトル、有害物）、埋立ごみ、資源物（紙類、布類、リターナブルびん、発泡スチロール）
業務履行場所		日田市大字山田 807 番地ほか（山田町）

3 本業務の概要

（１）業 務 名：日田市新清掃センター整備・運営事業 設計施工監理業務

（２）業務期間：契約日の翌日から令和11年3月31日まで

（３）業務内容：別紙「発注仕様書」のとおり

（４）契約金の支払方法

令和 7 年度：支払いなし

令和 8 年度から令和 9 年度：部分払い（年度末出来高に応じて予算の範囲内で支払う。）

※令和 7 年度に出来高がある場合は令和 8 年度に含めること

令和10年度：完成払い

4 最低制限価格

最低制限価格は、無しとする。

5 見積限度額

142,100,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

6 参加資格

参加者の応募資格は、「プロポーザル参加表明書」の提出日現在において以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、日田市の競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- (4) 民事執行法に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、日田市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱第 10 条及び日田市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第 10 条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱第 8 条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (9) 令和 7・8 年度日田市建設業者等有資格業者名簿に登録されている者で、「建設コンサルタント」の業種に登録されていること。
- (10) 令和 7・8 年度日田市建設業者等有資格業者名簿に登録されている者で、九州地区管内に営業所もしくは支社を有していること。
- (11) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）の「廃棄物部門」に登録があること。
- (12) 企業の実績として、地方公共団体（「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）による普通地方公共団体並びに特別地方公共団体のうち一部事務組合及び広域連合とする。以下、同様。）が発注する、PFI 事業又は DBO 事業の一般廃棄物処理施設（複数炉かつ全連続燃焼式焼却施設）における設計施工監理業務を平成 27 年 4 月 1 日以降に、元請として完了又は受注（現在、履行中の業務も含む）した実績を有すること。
- (13) 業務の実施に際して、次の条件を満たす者を配置できること。なお、総括責任者及び副総括責任者は、1 年以上の直接的な雇用関係にあること。

ア 総括責任者

業務の総括にあたり、全体の設計・施工監理を行うのに必要な経験を有し、技術士法に定める技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）又は RCCM（廃棄物部門）の資格を有し、かつ一般廃棄物処理施設（複数炉かつ全連続燃焼式焼却施設）の設計施工監理業務及び PFI 事業又は DBO 事業のアドバイザリー業務の実務経験を有する者。また、総括責任者は九州駐在者に限るものとする。

イ 副総括責任者（建築担当）

土木建築工事業務の全体総括にあたり、土木建築全体の監理を行うために必要な経験を有し、

1 級建築士の資格を有し、かつ一般廃棄物のごみ処理施設（複数炉かつ全連続燃焼式焼却施設）の設計施工監理業務の実務経験を有する者。原則、建築基準法第 5 条の 4 に規定される工事監理者とする。

ウ 副総括責任者（プラント担当）

業務の副総括及びプラント関係業務の全体総括にあたるなど、全体の監理を行うために必要な経験を有し、技術士法に定める技術士（機械部門又は衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）、RCCM（廃棄物部門）又は 1 級管工事施工管理技士の資格を有し、かつ一般廃棄物処理のごみ処理施設（複数炉かつ全連続燃焼式焼却施設）の設計施工監理業務の実務経験を有する者。

エ 常駐管理者（建築技術者）

土木建築全体の監理を行うために必要な経験を有し、1 級建築士の資格を有する者、かつ一般廃棄物のごみ処理施設（複数炉かつ全連続燃焼式焼却施設）の設計施工監理業務の実務経験を有する者。

オ 電気・計装設備技術者

技術士法で定める技術士（電気電子部門）、第 3 種電気主任技術者以上又は 1 級電気工事管理技士の資格を有する者。

カ 運営モニタリング管理者

技術士法に定める技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）又は RCCM（廃棄物部門）の資格を有する者。

7 スケジュール（予定）

項 目	年 月 日
① 公募書類の公表	令和 7 年 10 月 8 日（水）
② 質問の受付期限	令和 7 年 10 月 15 日（水）17 時まで
③ 質問回答日	令和 7 年 10 月 22 日（水）
④ 参加表明書の提出期限	令和 7 年 10 月 29 日（水）17 時まで
⑤ 参加資格認定通知日（予定）	令和 7 年 11 月 5 日（水）
⑥ 技術提案書の提出期限	令和 7 年 11 月 12 日（水）17 時まで
⑦ プレゼンテーション・ヒアリング	令和 7 年 11 月 21 日（金）
⑧ 審査結果通知	令和 7 年 11 月下旬

8 公募書類の公表

プロポーザル募集に関する実施要領等の公募書類は、令和 7 年 10 月 8 日（水）に本市ホームページで公表、配布する。窓口、郵送での配布はしない。

- （１）プロポーザル実施要領
- （２）発注仕様書
- （３）様式集

9 質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、質問書（様式 1）を使用し、簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。現場説明会は開催しない。質問の内容によって、委託業者の選定に公平性が保てない場合は、質問事項に対して回答しない場合がある。

（１）質問の受付期限： 令和 7 年 10 月 15 日（水）17 時まで

（２）提出方法： 質問書（様式 1）に記載して、電子メールにて提出すること。

※電話等で必ずメールの受信の確認をすること。

（３）回答方法： 期限までに到着した質問事項について、令和 7 年 10 月 22 日（水）に本市ホームページに回答を掲載する。

10 参加表明書の提出

（１）提出書類

内容	留意事項
①プロポーザル 参加表明書	○様式 2 ○添付書類 ・ 納税証明書 ・ 「建設コンサルタント（廃棄物部門）」の登録を証明する書類の写し
②会社概要調書	○様式 3 ・ 会社概要と対応業務・技術等について記載。 ○添付書類 ・ 会社パンフレット等
③企業同種業務 実績表	○様式 4 ・ 地方公共団体（「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）による普通地方公共団体並びに特別地方公共団体のうち一部事務組合及び広域連合とする。以下、同様。）が発注する PFI 事業又は DBO 事業の一般廃棄物処理施設（複数炉かつ全連続燃焼式焼却施設）における設計施工監理業務の実績について、次の条件に基づき記載すること。 ①平成 27 年 4 月 1 日以降に元請として完了又は受注（現在履行中の業務も実績とみなす）した業務（括弧書きで発注者名を記載）。 ②10 件を上限とし、記載すること。 ○添付資料 ・ TECRIS 登録の写し又は契約書及び設計書の写し
④業務実施体制	○様式 5 ・ 氏名欄には「ふりがな」をつけること。 ・ 業務の一部を再委託する予定がある場合は、委託先、業務内容を記載すること。 ・ 欄が不足する場合は適宜、記載欄又は枚数を追加すること。
⑤配置予定技術 者の実績調書	○様式 6－1～6－4 ・ プロポーザル実施要領 6．参加資格（13）で求めた条件の技術者を記載すること。 ・ 地方公共団体が発注する PFI 事業又は DBO 事業の一般廃棄物処理施設（複数炉かつ全連続燃焼式焼却施設）における設計施工監理業務及び PFI 事業又は DBO 事業のアドバイザー業務の実務経験について、次の条件に

内容	留意事項
	基づき記載すること。 ①平成 27 年 4 月 1 日以降に元請として完了又は受注（現在履行中の業務も実績とみなす）した業務（括弧書きで発注者名を記載）。 ②5 件を上限とし、記載すること（様式 6－1 は、各業務について記載すること）。 ○添付資料 ・資格登録証又は合格証の写し ・TECRIS登録の写し又は担当したことが証明できる書類（契約書、設計書、業務計画書、地方公共団体からの証明書等の写し） ・1 年以上の直接的な雇用関係が分かる書類（様式 6－4 以外） ○様式 6－5 ・プロポーザル実施要領 6．参加資格（14）で求めた条件の技術者を記載すること。 ・欄が不足する場合は適宜、記載欄又は枚数を追加すること。 ○添付資料 ・資格登録証又は合格証の写し
⑥協力会社調書	○様式 7 ・他の企業等に再委託を実施する場合にのみ記載すること。 ・協力を受ける者ごとに作成すること。 ・協力者がいない場合は、その旨を記載すること。 ○添付書類 ・資格要件技術者の場合は、履行が確認できる書類として、TECRIS 登録の写し又は担当したことが証明できる書類（契約書、設計書、業務計画書、地方公共団体からの証明書等の写し）を添付すること。

（2）提出期限：令和 7 年10月29日（水）17時まで（必着）

（3）提出方法：持参又は郵送

ア 「プロポーザル参加表明書」と明記した封筒にクリアファイルにまとめた提出書類（正本 1 部、副本 1 部）を同封すること。

イ 持参の場合の受付時間は、9 時から17時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）とする。

ウ 郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限の17時までに必着とする。未着の場合の責任は、応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

（4）提出場所：「16 問い合わせ先・提出先」に記載している場所とする。

（5）参加資格認定の通知は、令和 7 年11月5日（水）（予定）とする。

11 技術提案書の提出（様式 8）

（1）提出書類

内容	留意事項
①技術提案書	○様式 8 ○技術提案書は任意様式（書式、構成、カラー使用は自由） ○A 4 版、縦置き、横書き、片面（業務実施スケジュールを除く） ○10 頁以内（業務実施スケジュールを含む） ○文字の大きさは 10.5 ポイント以上 ○提案書の中に下記内容を必ず盛り込むこと。 ・業務実施方針 ・業務実施体制 ・ごみ焼却施設の建設工事設計・施工監理を行う際の重要点及びそれに対する取組 ・性能試験を含めた試運転期間中の設計・施工監理上の重要点及びそれに対する取組 ・DBO 事業に関する確実な履行と効果的な運営モニタリングの手法及びそのマニュアル化の取組み ・業務実施スケジュール（A 3 版片面 1 頁）
②見積書及び 見積内訳書	○任意様式 消費税及び地方消費税を除いた額で記載すること。

（2）提出期限：令和 7 年 11 月 12 日（水）17 時まで（必着）

（3）提出方法：持参又は郵送

ア 「技術提案書」と明記した封筒にクリアファイルにまとめた提出書類を 1 部同封すること。

また、技術提案書は 10 部同封すること。

イ 持参の場合の受付時間は、9 時から 17 時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）とする。

ウ 郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限の 17 時までに必着とする。未着の場合の責任は、応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

（4）提出場所：「16 問い合わせ先・提出先」に記載している場所とする。

12 審査方法

（1）技術提案書等の審査は、「日田市新清掃センター整備・運営事業 設計施工監理業務プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

（2）プレゼンテーション・ヒアリング

ア 実施日：令和 7 年 11 月 21 日（金）予定

日時や実施場所等の詳細については、後日通知する。

イ プレゼンテーション・ヒアリングの手順

（ア）出席者は管理技術者を含め計 4 名以内とする。

（イ）プレゼンテーションは、参加者が提出した技術提案書等（拡大したもの又はプロジェクター等を使用した拡大映像の使用も可）のみを使用し、新たな内容の資料提示は認めないものとする。

（ウ）スクリーン及びプロジェクターは本市で用意するが、スライド用のパソコンは持参するこ

と。

(エ) プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とし、その後に選定委員からの質疑応答を10分程度行う予定とする。

(オ) プレゼンテーション審査に参加しない場合は、原則として審査の対象とはしない。

(3) 審査基準

審査項目及び審査基準の概要は、別表1のとおりである。

提案書の評価は、全選定委員の評価平均点を得点とする。小数点以下になる場合は、小数点以下第3位を四捨五入とし、小数点以下第2位までの点とする。

採点結果が同点の場合は、見積金額が低い応募者を最優秀者とする。

さらに、見積額が同額であった場合、選定委員の投票とする。

(4) 審査結果発表（通知）

技術審査、価格評価の合計について、厳正に審査を行ったうえで、受託候補者として、最優秀者1者を特定する。

審査の結果は、技術提案書を提出した全ての者に対して、令和7年11月下旬頃に電子メール及び書面にて通知する。

なお、審査結果の異議申し立ては、一切受付けない。

13 費用負担

本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とする。

14 業務委託契約の締結

受託候補者に対し、日田市新清掃センター整備・運営事業設計施工監理業務委託の契約に係る優先交渉権を付与する。本業務の契約締結は、日田市新清掃センター整備・運営事業建設工事請負契約の締結について、本市議会の議決を得た日以降とし、それまでは受託候補者として取り扱う。

契約交渉により本市と合意に至った場合には、見積限度額の範囲内で随意契約を締結する。

15 その他事項

(1) 提出書類の取扱い

提出された書類は返却しない。情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、対象文書として原則公開するものとする。ただし、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報は非公開とする。

(2) 辞退の取扱い

技術提案書の提出を辞退しても、これを理由として、以後の指名等において不利益な取り扱いをすることはない。辞退届の様式は任意とする。

(3) 提出期限以降における提案書等の差し替え、又は、再提出は認めない。

(4) 提出書類等に虚偽の記載が判明した場合は、契約後においても契約を解除し、違約金を請求する場合がある。

(5) 今後想定される委託業務遂行に際し、提案書に記載された管理技術者、照査技術者、主任技術者の変更は原則として認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について、本市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(6) 当該プロポーザルに係る著作権は、提出者に帰属するものとする。ただし、当選した提案書及び委託成果品、資料の著作権については、本市に帰属するものとする。

(7) 失格要件

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加する資格を失うものと

する。また、その内容によっては、指名停止の措置を行う場合がある。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 参考見積書の価格が、見積限度額を超過した場合

ウ 提出書類に虚偽の記載がなされた場合

エ その他、社会通念上看過できない行動をとった場合

オ 会社更生法の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合

カ 関係者に関する工作等不当な活動を行ったと認められる場合

キ 地方自治関係法令及び本実施要領に違反した場合

(8) 本要領の無効

本業務委託は、日田市新清掃センター整備・運営事業建設工事請負契約の締結について、本市議会の議決を得られなかった場合、この要領は無効とし、本市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

16 問い合わせ先・提出先

担当課：日田市 市民環境部 新清掃センター建設室

住 所：〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号

TEL：0973-22-8323 FAX：0973-22-8241

電子メール：h-suishin@city.hita.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.hita.lg.jp/>

プロポーザル審査内容及び評価基準

評価項目		評価の視点	指 標	配点
企業評価	企業評価	・ 廃棄物コンサルタントの専門性	・ 技術士（廃棄物関連衛生工学部門）の資格保有者数	5
		・ 本業務を遂行するために必要な実績を有しているか	・ 同種業務実績	5
	企業評価 計			10
技術者評価	総括責任者の業務実績（専門技術力）	・ 予定する当該業務を遂行するために必要な経験、資格を有しているか	・ 総括責任者のごみ焼却施設施工監理実績 ・ 総括責任者のPFI事業又はDBO事業のアドバイザー業務実績 ・ 九州駐在者	5
	副総括責任者の業務実績（専門技術力）		・ 副総括責任者（建築担当）のごみ焼却施設施工監理実績	5
			・ 副総括責任者（プラント担当）のごみ焼却施設施工監理実績	5
	常駐監理者の業務実績（専門的技術力）		・ 常駐監理者のごみ焼却施設施工監理実績	5
	技術者評価 計			20
価格評価	業務価格	・ 適正価格	・ 入札価格の定量化審査（提案者の見積価格を相対的に評価）	20
	価格評価 計			20
提案書等評価	提案内容	・ 業務実施方針	・ 業務の理解度、認識は満足いくものになっているか ・ 市への支援が期待できる内容か ・ 主体的な見解を持っているか	7
		・ 業務実施体制	・ 業務を遂行する組織体制になっているか ・ 資格者の配置 ・ 技術者は実績を有しているか	5
		・ ごみ焼却施設の建設工事設計・施工監理を行う際の重要点及びそれに対する取組み	・ 業務の留意事項を適切に理解しているか ・ 重要なポイントや主体的な提案が示されているか ・ 市への支援が期待できる内容か	7
		・ 性能試験を含めた試運転期間中の設計・施工監理上の重要点及びそれに対する取組み	・ 予備、引渡性能試験を含めた試運転期間中の留意事項や重要なポイント、有効な提案が示されているか ・ 市への支援が期待できる内容か	7
		・ DBO事業に関する確実な履行と効果的な運営モニタリングの手法及びそのマニュアル化の取組み	・ 具体的かつ詳細に認識しているか ・ 重要なポイントや具体的な提案が示されているか ・ 市への支援が期待できる内容か	7
		・ 業務実施スケジュール	・ 具体的かつ詳細に作成されているか ・ 無理や矛盾がなく適切か ・ 重要なポイントが示されているか	7
		・ ヒアリング、質疑応答	・ 業務を理解しているか ・ 質問に対する応答は適切か ・ 提案内容をわかりやすく説明しているか ・ 取組意欲	10
	提案書等評価 計			50
合 計				100